4 指導体制

外国語指導助手(ALT)の任用・契約形態別人数と外国語の授業等における活用率

ALTの任用・契約形態別人数

| 校種/形態 | JET プログラム | 直接任用 | 労働者 派遣契約 | 請負契約 | その他 | 合計 |
|-----------|--------------|--------|-------------|----------|----------|----------------|
| 小学校 | 2,043人 | 1,741人 | 981人 | 1,653人 | 1,317人 | 7,735人 |
| (小学校のみ) | (217人) | (810人) | (505人) | (1,001人) | (1,064人) | (3,597人) |
| 中学校 | 2,275人 | 1,251人 | 1,065人 | 1,492人 | 465人 | 6,548人(2,626人) |
| (中学校のみ) | (458人) | (418人) | (642人) | (851人) | (257人) | |
| 高等学校 | 1,455人 | 441人 | 127人 | 290人 | 115人 | 2,428人 |
| (中学校等と兼務) | (91人) | (16人) | (2人) | (15人) | (10人) | (134人) |
| 計 | 3,906人 | 2,543人 | 1,722人 | 2,781人 | 1,661人 | 40.040.1 |

| 計 | 3,906人 | 2,543人 | 1,722人 | 2,781人 | 1,661人 | 12 612 1 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|
| ※兼務を除く純人数 | (31.0%) | (20.2%) | (13.6%) | (22.0%) | (13.2%) | 12,013人 |

※平成25年度「英語教育実施状況調査の結果より(括弧外の数値は、小中高で重複あり)

ALTの活用率

各学校段階における外国語の総授業時数に占めるALTとティーム・ティーチングを行った授業時数の割合を示す。

| | 小学校5、6年生 | 中学校 | 高等学校 |
|-----------------------|----------|-----|-------|
| ALTの外国語の授業に おける活用率 | 56% | 22% | 9. 4% |

※小学校5、6年生及び中学校の結果は、「平成23年度教育課程の編成実施状況調査」の結果より(平成23年度計画) ※高等学校の結果は、「平成22年度教育課程の編成実施状況調査」の結果より(平成22年度計画)

ALTの活用人数の状況(小・中)

【小・中学校及び中等教育学校(前期課程)で活用するために雇用又は契約又は任用しているALTの人数】

- ●この調査における「ALT」とは、英語の授業などで、計画的・継続的に活用している外国人のことを指す。 (英語以外の外国語を担当するALTは含まない。)
- ●人数は、年間の契約人数の総数ではなく、調査基準日時点での人数。

| | | 人 | 数 | 合計人数に占める割合 | | |
|--------------------------------------|-------|---|----------|------------|---|--|
| JETプログラムによるALTの人数 | 2,560 | 人 | (2,250人) | 30.1% | (28.5%) | |
| 自治体が独自に直接雇用しているALT ^{※1} の人数 | 1,710 | 人 | (1,490人) | 20.1% | (18.9%) | |
| 派遣契約によるALT ^{※2} の人数 | 1,571 | 人 | (1,469人) | 18.5% | (18.6%) | |
| 請負契約によるALT ^{※3} の人数 | 2,298 | 人 | (2,051人) | 27.0% | (26.0%) | |
| その他のALT ^{※4} の人数 | 366 | 人 | (630人) | 4.3% | (8.0%) | |
| 合計人数 | 8,505 | 人 | (7,890人) | | *************************************** | |

- ※1 「自治体が独自に直接雇用しているALT」とは、JETプログラム以外のALTで教育委員会が直接雇用契約を結んでいるALTのこと。
- ※2「派遣契約によるALT」とは、派遣先(教育委員会)と派遣契約を結んだ派遣元(会社)により派遣されるALTのこと。
- ※3 「請負契約によるALT」とは、注文主(教育委員会)と請負契約を結んだ請負業者(会社)により派遣されるALTのこと。
- ※4 「その他のALT」とは、地域人材のネイティブ・スピーカーなど。

ALTの活用人数の状況(高)

【高等学校(後期課程)で活用するために雇用又は契約又は任用しているALTの人数】

- ●この調査における「ALT」とは、英語の授業などで、計画的・継続的に活用している外国人のことを指す。 (英語以外の外国語を担当するALTは含まない。)
- ●人数は、年間の契約人数の総数ではなく、調査基準日時点での人数。

| | | 人 | 数 | 合計人数に占める割合 | | |
|--------------------------------------|-------|---|----------|------------|---|--|
| JETプログラムによるALTの人数 | 1,592 | 人 | (1,476人) | 60.4% | (62.0%) | |
| 自治体が独自に直接雇用しているALT ^{※1} の人数 | 418 | 人 | (452人) | 15.9% | (19.0%) | |
| 派遣契約によるALT ^{※2} の人数 | 133 | 人 | (121人) | 5.0% | (5.1%) | |
| 請負契約によるALT ^{※3} の人数 | 396 | 人 | (247人) | 15.0% | (10.4%) | |
| その他のALT ^{※4} の人数 | 96 | 人 | (83人) | 3.6% | (3.5%) | |
| 合計人数 | 2,635 | 人 | (2,379人) | | *************************************** | |

出典:「『国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策』に係る状況調査 (H24年)

ALTの効果的な活用事例

【A市教育委員会例】

ALT supervisor の設置

(1)主な業務内容

・ALTに対する講習(年22回)

目標、Hi, friends!やモデルプラン、実践交流、実践上の課題解決、担任とのコミュニケーションの在り方、必要な日本語レッスン等

- •学校訪問支援(年約100回):
- 授業の事後指導・支援、担任と、活動内容やティーム・ティーチングについて助言
- ・ALTの日常生活への支援 ・市や学校の行事への支援

(2)配置のメリット

【ALTにとってのメリット】

- 公私にわたるサポート
- 研修を通してALTとしてのスキル の獲得
- 〇 身近な存在として安心感



【学校・教員にとってのメリット】

- 〇質の高いALTが教えるという 安心感と平等感
- 研修等による情報共有で打 合せ時間を節約
- ALT・教員・学校とのギャップの解消



【教育委員会にとってのメリット】

- 適切な業務管理・人事管理が 可能
- ○継続した適切な指導・支援に よる、安定した資質のALTの 確保



ALTの効果的な活用事例

【B市教育委員会の例】

外国語活動がうまくいっている理由の記述

- OALTと連携をし、共にうまく進めていけて いるから。
- OALTとの連携がうまくいっている。担任が 外国語活動にしっかり関わっている。
- ○学年で活動内容を相談し、ALT来校時に は短時間であるが、十分な打合せができ ている。
- 〇外国語指導主任の方がALTの先生と連絡を密にとっている。
- ○英語講師の先生とALTの先生の双方から専門的な意見や指導をしていただき、 子供たちの英語に対する意識の高まりが感じられるから。
- ○学級担任とALTとの間の役割分担がうまくいっているから。

外国語活動がうまくいっていない理由の記述

- ●担任主導で授業を展開するための研修を積み重ねて行きたい。
- ●ALTとの打合せの時間がほとんどない。 英語でのコミュニケーションがとれず申 し訳なかった。
- ●日本語をしっかり理解されているALTの 方は積極的に話しかけてくれるが、そう でない方は難しい。
- ●希望の日にALTが来ない。

外部人材に対する研修事例

【C区新規外国語活動アドバイザー研修】

- (1)主な内容
 - ①研究授業 ②講義 ③研究協議
- (2)内容詳細
 - ①研究授業(Hi. friends! 2 Lesson 1 第1時)
 - ②講義 「外国語活動アドバイザーに期待すること」
 - ・アドバイザーであるために、外国語活動の趣旨を理解する、中学校英語との共通点と相違点を理解する、あくまでもT2の役割であることを認識する、授業が基本であり、児童には毅然とした態度を取る、学級担任をないがしろにしない、児童を平等に扱うこと。
 - ・学校は、行政や企業とは違い、トップダウンで物事は決まらないことがあり、勝手なことを教員が言うという印象を持つかも知れない。学校では、教員が管理職から言われなくても自主的に動くような雰囲気をつくることが大事。
 - ・児童は教員、アドバイザーをよく見ている。身なり、言葉遣い等に留意する必要があ る。
 - ③研究協議
 - ・児童の興味関心を引き出す活動や声かけ、児童が数えたくなる場を設定することが 大事。アドバイザーは、児童と担任、児童と英語とをつなぐ役割である。

JETプログラムコーディネーターの配置

背 景

学習指導要領では、外国語の授業において、児童生徒が英語に触れる機会を充実するとともに、ネイティブ・スピーカーなどの協力を 得て、ティーム・ティーチングなどの授業を積極的に取り入れ、児童生徒のコミュニケーション能力を育成するとともに、国際理解を深める ようにすること等、指導体制等の工夫が求められている。

また、「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」では、平成30年度から段階的に小学校における英語教育の開始時期の早期化、教科化、授業時数増等を実施する方向で検討しており、開始時期の早期化や授業時数増に伴い、外国語指導助手(ALT)が教員を補助する授業コマ数も増加する予定

<従来(平成25年度まで)>

⊚JETプログラム

<u>外国語教育の充実と地域レベルの草の根の国際交流の進展</u>を図り、 諸外国との相互理解を増進するとともに、<u>わが国の国際化の促進</u>に資することを目的とし、語学指導等を行う外国青年を招致。

<平成25年度実招致人数:4,372人>

<課題1>JET招致人数の伸び悩みの一因

JET青年に対する生活面でのサポート体制構築が必ずしも十分ではない

<課題2>教育現場でのJET-ALTの課題

学校側との円滑なコミュニケーションが必ずしも十分でなく、JETーALT の能力が最大限には発揮されていない

<改正(平成26年度から)>

【JETプログラムに必要な経費について、引き続き、地方 財政措置】

【JETプログラムコーディネーターの配置(新 規)】

JET-ALTの地域における生活や、地域における交流活動、教育委員会や各学校現場、国際交流部局における活動に関する連絡調整の円滑化を支援するための人材であるコーディネーターの活用に要する経費について、地方交付税措置

JETコーディネーターについての考え方

- ・1週あたり20時間の職員を、おおむねJET青年10名あたり1名程度配置することが可能な規模を措置(全国計450名程度)。
- ・コーディネーターの主な業務内容は、JET青年の地域における生活や、日本人教師とのコミュニケーションの円滑化、教育現場における能力発揮、地域活動への積極的参加を始めとする地域レベルでの草の根の国際交流を支援。
- ・平成26年度は、都道府県(出先機関等を含む)に配置されたコーディネーターが、都道府県内のJET青年(都道府県招致+市町村招致)を担当することを想定。

JETプログラムについて(JET: The Japan Exchange and Teaching)

JETプログラム(語学指導等を行う外国青年招致事業)では、平成25年度までで計5万8千人の外国人が、外国語指導助手(ALT)、国際交流員(CIR)やスポーツ国際交流員(SEA)として職務に従事。我が国の「内なる国際化」の進展に寄与。

- 1987年に開始された、地方公共団体が総務省、外務省、文部科学省及び(財)自治体国際化協会(CLAIR)の協力の下に、外国人青年を招致する事業。
- 各地で、外国語指導助手(ALT)、 国際交流員(CIR)、スポーツ国際交流員(SEA)として活躍。
- 外国語教育の充実、地域レベルの国際交流、地域の国際化等に貢献。

- 実績: 平成25年までに、参加した国は63ヶ国、招致者数は累計5万8千人。

平成25年度は合計4,372名を招致(うち、新規招致者数は1,661名)。

米国2,359名(新規884名)、カナダ484名(新規182名)、英国388名(新規143名)、

豪州300名(新規132名)、ニュージーランド255名(新規98名)

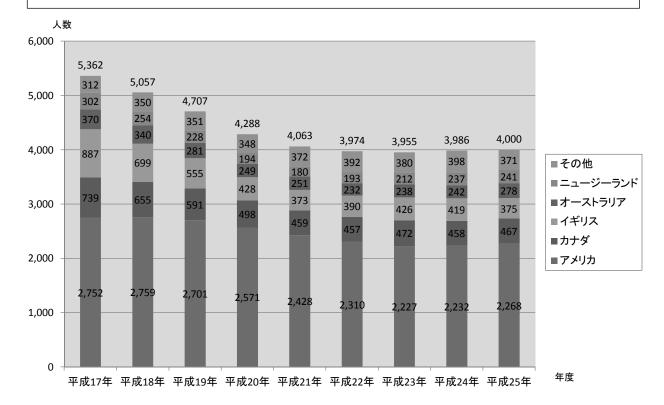
- JETAA(JET経験者の同窓会組織):17ヶ国に52支部、会員数約2万5千人。

我が国と母国との友好関係促進のために、地元で日本や日本文化について紹介したり、日本語教室などを開催したりするほか、 JETプログラムの新規参加者への出発前の情報提供、帰国後の就職支援など多彩な活動を行っている。

(平成25年7月1日現在)※括弧内は前年比

| 区分 | 新規招致者 | 昨年度からの継続 | 計 |
|----------------|---------------|--------------|--------------|
| 外国語指導助手(ALT) | 1, 500人 | 2, 500人 | 4,000人(+14) |
| 国際交流員(CIR) | 154人 | 207人 | 361人(-4) |
| スポーツ国際交流員(SEA) | 7人 | 4人 | 11人(+2) |
| 計 | 1, 661人(+125) | 2,711人(-113) | 4, 372人(+12) |

JETプログラム参加者数、出身国



外国人教員や海外経験を積み高度な英語力をもつ 日本人教員の採用状況

- ●「外国人教員」とは、日本の教員免許を所有し、調査基準日時点において高等学校で英語の授業を担当している者の内、ネイティブ・スピーカー等の 日本国籍を有しない者のことを指す。非常勤講師は含まない。
- ●本設問において「外国人非常勤講師」とは、日本の教員免許を所有し、調査基準日時点において高等学校で英語の授業を担当している者の内、ネイティブ・スピーカー等の日本国籍を有しない者で、非常勤の講師として勤務している者のことを指す。
- ●本設問において「海外経験を積み高度な英語力をもつ日本人教員」とは、調査基準日時点において高等学校で英語の授業を担当している者の内、 複数年以上にわたる長期の留学や勤務の在留経験などがあり、高度な英語運用能力(少なくとも、英検では1級、TOEFLのiBTでは110点以上、 TOEICでは945点以上相当を想定)を有する者を指す。非常勤講師は含まない。

【小・中学校及び中等教育学校(前期課程)】

| | | 総人 | 人数・・・(a) | (a)の内、本年度採用した人数 | | | |
|------------------------|-------|----|----------|-----------------|---|-------|--|
| 外国人教員数 | 7 | 人 | (2人) | 2 | 人 | (1人) | |
| 外国人非常勤講師数 | 17 | 人 | () | 3 | 人 | () | |
| 海外経験を積み高度な英語力をもつ日本人教員数 | 1,590 | 人 | (1,800人) | 207 | 人 | (29人) | |
| 合計人数 | 1,614 | 人 | (1,802人) | 212 | 人 | (30人) | |

【高等学校及び中等教育学校(後期課程)】

| | | 総人 | 数•••(a) | (a)の内、本年度採用した人数 | | | | |
|------------------------|-------|----|----------|-----------------|---|-------|--|--|
| 外国人教員数 | 13 | 人 | (9人) | 5 | 人 | (1人) | | |
| 外国人非常勤講師数 | 3 | 人 | () | 1 | 人 | () | | |
| 海外経験を積み高度な英語力をもつ日本人教員数 | 1,496 | 人 | (1,274人) | 148 | 人 | (42人) | | |
| 合計人数 | 1,512 | 人 | (1,283人) | 154 | 人 | (43人) | | |

外国人教員の登用について

| | 根拠法令 | 教授 | 手続 | 件数 | | |
|--|--------------------|-----------------------|--------------------------------|-------------------------------------|------------------------------|--|
| ①外国において授与された免許状を有する者等の特例に基づく相当免許状の授与(※1) | 教育職員免許法 第18条 | 教科の領域 全て | 都道府県教育委員会による 教育職員検定 (※3) | 163件 | (英語、 平成19年 ~24年合 計) | |
| ②特別免許状の授与 (※2) | 教育職員免許法 第4条、第5条 | | (%3) | 34件 | п | |
| ③特別非常勤講師の 届出 | 教育職員免許法 第3条の2 | 教科の領域 の一部に係 る事項 | 任命・雇用する者による都道 府県教育委員会への届出 | 3,176件 (平成23年度 領域、※外国 らない) | | |

- ※1 外国において授与された免許状を所有する者や外国の学校を卒業・修了した者については、教育職員検定に基づき、相当の免許状を授与することが可能となっている。
- ※2 任命・雇用する者の推薦に基づき、相当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者へ特別免許状を授与することが可能となっている。(授与を受けた都道府県内でのみ使用可能)
- ※3 教育職員検定は、受験者の人物、学力、実務及び身体について、授与権者である都道府県教育委員会が行うこととなっており、手続きの詳細は都道府県教育委員会規則等で定められている。(教育職員免許法第6条、第20条)

【参照条文:教育職員免許法】

(効力)

- **第九条** 普通免許状は、その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで、すべての都道府県(中学校及び高等学校の教員の宗教の教科についての免許状にあつては、国立学校又は公立学校の場合を除く。次項及び第三項において同じ。)において効力を有する。
- **2** 特別免許状は、その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで、その免許状を授与した授与権者 の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。
- 3 臨時免許状は、その免許状を授与したときから三年間、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。

教員採用試験における実技試験の実施状況

◆小学校教員採用試験において外国語活動の実技試験を実施する都道府県は、増加傾向

小学校

| 区分 | | 水泳 | 体育実技 | 音楽 | 図画工作 | 外国語活動 |
|--------|----------|----|------|----|------|-------|
| | 1次 | 16 | 12 | 6 | 2 | 4 |
| 平成22年度 | 2次 | 39 | 43 | 43 | 7 | 9 |
| | 計 | 55 | 53 | 49 | 9 | 12 |
| | 1次 16 12 | | 12 | 6 | 2 | 5 |
| 平成23年度 | 2次 | 40 | 44 | 44 | 8 | 10 |
| | 計 5 | | 54 | 50 | 10 | 14 |
| | 1次 | 14 | 10 | 4 | 2 | 5 |
| 平成24年度 | 2次 | 37 | 42 | 41 | 5 | 13 |
| | 計 | 51 | 50 | 45 | 7 | 17 |
| | 1次 | 12 | 10 | 5 | 3 | 7 |
| 平成25年度 | 2次 | 34 | 43 | 40 | 5 | 15 |
| | 計 | 46 | 51 | 45 | 8 | 21 |
| | 1次 | 13 | 10 | 6 | 3 | 8 |
| 平成26年度 | 2次 | 33 | 41 | 39 | 3 | 13 |
| | 計 | 46 | 49 | 45 | 6 | 20 |

(参考)中学校•高等学校

| 区分 | | 理科 | 保健体育 | 音楽 | 美術 | 書道 | 英語 | 技術工業 | 家庭 | 農業 | 商業 |
|--------|------|----|------|----|----|----|----|------|----|----|----|
| 平成22年度 | 中学校 | 14 | 65 | 64 | 59 | 1 | 63 | 37 | 46 | - | - |
| | 高等学校 | 7 | 52 | 42 | 35 | 16 | 53 | 13 | 30 | 8 | 7 |
| 平成23年度 | 中学校 | 14 | 66 | 66 | 62 | 1 | 64 | 38 | 47 | - | _ |
| | 高等学校 | 8 | 53 | 40 | 36 | 21 | 51 | 12 | 32 | 10 | 7 |
| 平成24年度 | 中学校 | 15 | 65 | 63 | 61 | 1 | 63 | 36 | 47 | - | - |
| 平成24年度 | 高等学校 | 8 | 51 | 40 | 40 | 22 | 50 | 11 | 28 | 12 | 6 |
| 平成25年度 | 中学校 | 15 | 67 | 65 | 63 | 1 | 65 | 38 | 48 | - | - |
| 平成25年度 | 高等学校 | 8 | 51 | 38 | 39 | 19 | 53 | 11 | 33 | 12 | 6 |
| 平成26年度 | 中学校 | 15 | 68 | 68 | 64 | 1 | 66 | 39 | 48 | - | - |
| 十八20年度 | 高等学校 | 8 | 53 | 39 | 39 | 23 | 55 | 13 | 31 | 11 | 9 |

小学校教員の中学校免許教科別教員構成

◆小学校教員のうち、中学校の英語の免許を持っているのは約4%である

(複数回答)(%)

| 区分 | 国語 | 社会 | 数 学 | 理 科 | 音楽 | 美 術 | 保健 体育 | 保 健 | 技術 | 家庭 | 職業 | 職業 指導 | | 英語 | 他外 国語 | 宗教 |
|----|------|------|--------|--------|-----|--------|----------|--------|-----|-----|-----|----------|-----|-----|----------|-----|
| 計 | 11.9 | 16.9 | 5.5 | 6.6 | 4.1 | 2.1 | 6.9 | 2.7 | 0.9 | 3.4 | 0.1 | 0.1 | 0.0 | 4.1 | 0.1 | 0.0 |
| 国立 | 11.9 | 15.3 | 8.6 | 9.5 | 6.4 | 5.0 | 9.1 | 2.2 | 0.9 | 3.5 | 0.1 | 0.1 | - | 3.5 | _ | _ |
| 公立 | 12.0 | 17.0 | 5.5 | 6.6 | 4.0 | 2.1 | 6.9 | 2.7 | 0.9 | 3.4 | 0.1 | 0.1 | 0.0 | 4.1 | 0.1 | 0.0 |
| 私立 | 7.3 | 9.6 | 4.5 | 6.4 | 5.7 | 3.9 | 8.3 | 1.1 | 0.4 | 1.3 | 0.1 | 0.0 | _ | 5.2 | 0.3 | 1.0 |

⁽注) 1. この表は、中学校免許状を所有している教員の免許教科をそれぞれ計上し教員総数で除したものである。

(参考)小学校教員のその他の免許の保有状況

| (参考)小学校本務教員数 |
|--------------|
|--------------|

| 幼稚園 | 中学校 | 高等学校 |
|------|------|------|
| 20.7 | 62.0 | 45.2 |

| 390,844人 | |
|----------|--|
|----------|--|

(参考)小学校教員の中学校免許教科別教員構成(H19)

| 区分 | 国語 | 社 会 | 数 学 | 理科 | 音楽 | 美術 | 保健 体育 | 保 健 | 技術 | 家庭 | 職業 | 職業 指導 | 職業 実習 | 英 語 | 他外 国語 | 宗教 |
|----|------|--------|--------|-----|-----|-----|----------|--------|-----|-----|-----|----------|----------|--------|----------|-----|
| 計 | 12.0 | 17.4 | 5.8 | 6.9 | 4.1 | 2.2 | 6.6 | 2.8 | 0.7 | 3.5 | 0.2 | 0.1 | 0.0 | 3.7 | 0.1 | 0.0 |

出典: 学校教員統計調査(H22年10月)

教科担任制(専科教員)の実施状況

教科等の担任制の実施状況(小学校のみ)(平成25年度計画)

| 教科 学年 | 国語 | 社会 | 算数 | 理科 | 生活 | 音楽 | 図画 工作 | 家庭 | 体育 | 外国語 活動 |
|----------|------|-------|------|-------|------|-------|----------|-------|------|-----------|
| 第1学年 | 0.5% | | 0.6% | | 0.5% | 9.2% | 3.5% | | 3.4% | |
| 第2学年 | 1.3% | | 1.0% | | 0.9% | 15.9% | 7.1% | | 4.4% | |
| 第3学年 | 2.5% | 3.6% | 2.2% | 15.9% | | 34.9% | 13.9% | | 5.0% | |
| 第4学年 | 2.9% | 5.0% | 2.5% | 24.3% | | 43.0% | 17.3% | | 5.8% | |
| 第5学年 | 3.7% | 11.4% | 4.2% | 37.3% | | 49.2% | 18.6% | 27.8% | 8.1% | 5.8% |
| 第6学年 | 3.8% | 12.4% | 4.1% | 40.2% | | 51.1% | 19.1% | 29.6% | 8.6% | 6.2% |

(参考)平成23年度調査

| 教科 学年 | 国語 | 社会 | 算数 | 理科 | 生活 | 音楽 | 図画 工作 | 家庭 | 体育 | 外国語 活動 |
|----------|------|------|------|-------|------|-------|----------|-------|------|-----------|
| 第1学年 | 0.8% | | 0.6% | | 0.4% | 8.9% | 3.1% | | 3.4% | |
| 第2学年 | 1.5% | | 1.1% | | 0.8% | 14.3% | 5.6% | | 4.1% | |
| 第3学年 | 3.1% | 3.1% | 2.3% | 14.0% | | 32.9% | 12.1% | | 5.0% | |
| 第4学年 | 3.8% | 3.9% | 2.5% | 20.3% | | 41.0% | 15.2% | | 5.7% | |
| 第5学年 | 4.3% | 8.6% | 4.2% | 31.8% | | 47.6% | 16.5% | 25.7% | 7.7% | 5.0% |
| 第6学年 | 4.5% | 9.5% | 4.1% | 34.2% | | 48.9% | 17.2% | 27.4% | 8.1% | 5.5% |

※ここでの教科等の担任制とは、教科等について、年間を通じて教科等担任制を実施するものをいう。 ※教員の得意分野を生かして実施するものや、中・高等学校の教員が兼務して実施するもの、非常勤講師が実施するものなどを含む。

^{2.} 教科区分について、「他外国語」とは英語以外の外国語免許教科のことである。

小学校教員の海外留学経験等の状況等

1. 小学校教員の海外留学経験等の状況

注1)「教員」とは,調査基準日時点において小学校で授業を担当している者のことを指す。管理職も含む。 非常勤講師は除く。

ただし,小中連携で,小学校外国語活動を担当するために,接続する中学校から来ている英語担当教員は除く。

注2)(b)「海外留学経験等」とは、海外にある学校や研修施設等へ通った実績を指す。 高等学校卒業段階までに海外に在留し、現地にある学校へ通った経験も含む。

| また 以 お 号 数 (-) | (a)のうち,海外留学経験等のある教員数…(b) | | | | | | | | |
|----------------|--------------------------|----------------|---------------|---------|--|--|--|--|--|
| 該当教員数···(a) | ~1ヶ月未満 | 1ヶ月以上~ 半年未満 | 半年以上~ 1年未満 | 1年以上~ | | | | | |
| 348,884 人 | 7,500 人 | 3,935 人 | 1,607 人 | 2,871 人 | | | | | |

2. 小学校教員の英語力の状況

- 注1)「教員」とは、調査基準日時点において小学校に所属し、授業を担当している者のことを指す。管理職も含む。 非常勤講師は除く。ただし、小中連携で、小学校外国語活動を担当するために、接続する中学校から来ている 英語担当教員は除く。
- 注2)「英語能力に関する外部試験」とは、英検、TOEFL, TOEICを指す。
- 注3)「英検準1級以上等」とは、英検準1級以上以外にTOEFLのPBT550点以上,CBT213点以上,iBT80点以上または TOEIC730点以上を指す。

| 該当教員数•••(ε | a) | (a)の内,英語能力に関する外部 験のある教員数・・ | | (b)の内,英検準1級以上等を 取得している教員数・・・(c) | | |
|------------|--------|-------------------------------|---------|------------------------------------|---|--|
| 348,884 | 人 | 108,293 | 人 | 2,925 | Д | |
| ((a)に占め | かる割合)→ | 31.0% | | 0.8% | | |
| | | ((b) こ | 占める割合)→ | 2.7% | | |

出典:平成25年度英語教育実施状況調査

各都道府県教育委員会 御中

文部科学省初等中等教育局教職員課長 (公 印 省 略)

平成24年度教員免許状授与件数等調査及び 教員免許制度の適切な運用について(依頼)

平素より教員免許状に関する調査等については、御協力いただきありがとうございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項に基づき、教育職員免許 法及び教育職員免許法施行規則等に規定された各種免許状授与に係る全国的な実 態を把握するため、別添1のとおり調査しますので、御協力お願いします。

なお、臨時免許状の授与状況及び免許外教科担任状況については、都道府県別の状況 を公表する予定ですので御承知おきください。

また、本年7月来、教育職員免許法違反事例が続けて発生しました。平成25年9月11日付事務連絡「「教員免許制度の概要」について(依頼)」においてもお知らせしていますが、教員免許制度は、公教育を担う教員の資質の保持・向上とその証明を目的とする制度であり、学校教育制度の根幹をなす重要な制度の一つです。

各都道府県教育委員会においては、広く学校関係者に対し教員免許制度についての理解を促すとともに、特別免許状や臨時免許状の取扱いについては、特に、下記の点に留意の上、適切に行うようお願いします。

記

1. 特別免許状について

特別免許状は、教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、授与することができる免許状であり、①担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有し、②社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者に対し授与することができます。

教育委員会によっては、特別免許状に係る審査基準を具体的に定めていない場合や、 審査基準を厳格に定めている場合があり、全国的に制度の利用が進んでいるとはいえ ない状況です(全国で39件(平成23年度))。

一方、初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育環境づくりを進めることが喫緊の課題である中、小学校における英語教育の抜本的拡充をはじめ、小・中・高等学校を通じた外国語による教育活動の充実が必要とされています。このような中、文部科学省においては、「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」を策定するとともに、スーパーグローバルハイスクールの創設や、平成30年までに国際バカロレア認定校等を200校とする目標を掲げ、総合的に取組を進めています。

これらの取組の推進に当たっては、各学校において英語を母国語とする外国人やこれに準ずる者を教員として受け入れ、単独授業を含む教育活動全般に登用していくことが有効です。各都道府県教育委員会においては、英語についてはもちろんのこと、その他の教科についても、各学校が特別免許状制度を活用し活発に教育活動を行えるよう、同制度の趣旨や法令の基準に則り、適切に基準を定め、積極的に特別免許状の授与を行うようお願いします。

なお、現在、文部科学省においては、外国人等に対して特別免許状を授与する際の 基準の考え方(ガイドライン)の検討を行っており、来年、各都道府県教育委員会に 提示する予定です。ついては、この検討の参考とするため、別添2のとおり調査を行 いますので、御協力をお願いします。

2. 臨時免許状及び免許外教科担任について

臨時免許状は、「普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り」、 授与することができる免許状です。臨時免許状が授与される背景には、各地域や学校 の様々な事情があると考えますが、臨時免許状の授与については、厳に当該免許状の 趣旨に則ったものに対して行うこととし、安易な授与は行わないようお願いします。

免許外教科担任についても、臨時免許状同様、「ある教科の教授を担任すべき教員を採用することができないと認めるとき」に許可することができることとなっていますので、当該趣旨に鑑み、安易な許可は行わないようお願いします。

また、現在、臨時免許状の授与を受けている者が、特別免許状の授与要件を満たす場合には、積極的に特別免許状を授与するようお願いします。

3. 教職員の所持免許状の積極的な情報提供について

学校教育法第43条等において、学校は教育活動その他の学校運営に関する情報を積極的に提供するものとされており、学校評価ガイドラインでは、提供する情報の一例として、「教職員の所持免許状の種類」が挙げられています。このことを踏まえ、各学校において、教員の所有免許状に関する情報が、児童生徒や保護者が閲覧可能な場所への掲示、帳簿の備付け、学校の広報資料やホームページにおける公開などを通じ、積極的に情報提供されるよう、周知をお願いします。

<参考>

【教員免許制度の概要】

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/__icsFiles/afieldfile/2013/09/06/1339300_1.pdf 【グローバル化に対応した英語教育改革実施計画】

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/12/1342458.htm

【学校評価ガイドライン】

 $http://www.mext.\,go.\,jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2012/07/12/1323515_2.\,pdf$

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局 教職員課教員免許企画室 免許係

Tel: 03-5253-4111 (内線 2453)

Fax: 03-6734-3742

23 文科初第1334号 平成23年12月27日

各都道府県教育委員会教育長

殿

各指定都市教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局長 山 中 伸 一

教員採用等の改善について (通知)

教員採用等については、貴教育委員会において、「教員採用等の改善について」(平成8年4月25日付け文教地第170号、教育助成局長通知)、「教員の養成と採用・研修との連携の円滑化について」(平成12年2月2日付け文教教第245号、教育助成局長通知)、「教員の採用等における不正な行為の防止について」(平成20年7月10日付け20文科初第495号、初等中等教育局長通知)、「平成21年度「教員採用等の改善に係る取組事例」の送付について」(平成20年12月24日付け20初教職第22号、教職員課長通知)等を踏まえ、教員としての適格性を有する人材や個性豊かで多様な人材を確保するための選考方法等の改善、採用選考における公平性・透明性の確保を図るための改善等に取り組まれていることと承知しております。

貴教育委員会におかれては、引き続き、下記の点を十分に留意し、教員採用等の改善 を図られるようお願いします。

記

1. 人物重視の採用選考の実施等

(1) 教員の採用選考に当たっては、単に知識の量の多い者や記憶力の良い者のみが合格しやすいものとならないよう配慮し、筆記試験だけではなく、面接試験や実技試験等の成績、社会経験、スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動や大学等にお

ける諸活動の実績等を多面的な方法・尺度を用いて総合的かつ適切に評価することにより、より一層人物を重視した採用選考を実施し、真に教員としての適格性を有する人材の確保に努めること。

(2) 豊かな体験や優れた知識・能力を有する多様な人材を確保するため、民間企業等での勤務経験や留学経験のある者、スポーツ・文化や青年海外協力隊等国際協力の分野において特に秀でた技能・実績を有する者等に対する採用選考の実施に努めること。

また、「日本再生のための戦略に向けて」(平成23年8月5日閣議決定)や「科学技術基本計画」(平成23年8月19日閣議決定)においても、理工系学部や大学院出身者の教員としての活躍を促進することが求められている。これらのことを踏まえ、各学校段階における教育内容等に応じ、理数系の知識・能力を十分に考慮した採用選考の実施に努めること。

なお、その際、受験年齢制限の緩和を図るとともに、特別免許状制度の積極的活用について検討すること。

(3)人物評価を多面的に行うため、受験者の出身大学や臨時的任用教員、非常勤講師等として勤務する学校の校長、社会活動の実績がある者について当該関係機関から推薦状を受けるなど、受験者の人柄や能力をよく知る者からの推薦を選考の一つの判断材料として活用することに引き続き努めること。

なお、教職経験者の採用選考に当たっては、臨時的任用教員について優先権を与えることがないように十分留意することなど、公平性、公正性、透明性の確保に引き続き努めること。

- (4)人柄や意欲、教員としての実践的指導力を見極めるため、大学等教員養成機関や教育実習校との連携を密にし、教育実習の評価を客観的なものにするなどの条件整備を図りつつ、教育実習校における評価を含めた教育実習の評価を選考の一つの判断資料として活用することに努めること。
- 2. 専門性等を考慮した採用選考の実施

新学習指導要領の趣旨及び内容等を踏まえ、専門性等を考慮した採用選考の実施に努めること。特に以下の点に留意すること。

(1) 新学習指導要領では、「外国語」について、中学校では授業時数の増加、高等学校では「授業は英語で行うことを基本とする」こと等の充実を図ったところである。また、「国際共通語としての英語力の向上のための5つの提言と具体的施策」(平成23年6月30日、「外国語能力の向上に関する検討会」)においては、英語を母国語とする外国人教員や留学などの海外経験を積み高度な英語力を持つ日本人英語教員の採用の促進、英語教員の採用に当たり外部検定試験の一定以上のスコア(実

用英語技能検定準1級、TOEFL (iBT) 80点、TOEIC730点程度以上など)の所持を条件とすること等が求められている。これらのことを踏まえ、英語によるコミュニケーション能力を十分に考慮した採用選考の実施に努めること。

- (2) 平成23年度から小学校新学習指導要領が全面実施され、第5学年及び第6学年 で外国語活動が必修化されたことから、小学校の教員の採用選考において外国語活動に係る内容を盛り込むなど、外国語活動に対応した採用選考の実施に努めること。
- (3) 新学習指導要領では、ICTを適切かつ主体的に活用できるようにするための学習活動の充実や情報モラルの習得など各教科等を通じた情報教育の一層の充実を図ったところである。また、「教育の情報化ビジョン」(平成23年4月28日、文部科学省策定)においても、ICTを効果的に活用して、指導方法を発展・改善していくことを求めているとともに、教員の採用選考についても、ICT活用指導力を十分に考慮して行われることが期待されると記述している。これらのことを踏まえ、情報機器やデジタル教材を効果的に活用する指導が実施できるよう、ICT活用指導力を十分に考慮した採用選考の実施に努めること。
- (4) 障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)が成立し、可能な限り障害者である児童生徒が障害者でない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならないとされたこと等を踏まえ、特別支援学校はもとより、小・中学校等の教員の採用選考においても、特別支援教育の専門性に配慮した採用選考の実施に努めること。

3. 障害者の採用拡大等

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第81号)における衆議院厚生労働委員会及び参議院厚生労働委員会の附帯決議等を踏まえ、障害者の採用拡大に向けて、なお一層の取組を進めるよう必要な措置を講じること。特に法定雇用率を下回る教育委員会は、適切な実態把握と他の都道府県等の取組を参考に法定雇用率の改善に努めること。

また、教員の採用選考においては、障害を有する者を対象とした特別選考を行うなど、 身体に障害のある者について、単に障害があることのみをもって不合理な取扱いがされ ることのないよう、選考方法上の工夫等適切な配慮を行うとともに、そうした配慮を実 施することやその内容について広く教職を目指す者が了知できるよう広報周知に努める こと。

4. 計画的な採用・人事

今後10年間に教員全体の約3分の1が退職する状況に鑑み、教員の年齢構成に配慮

し、中長期的視野から退職者数や児童生徒数の推移等を的確に分析・把握した計画的な 教員採用・人事を行うよう努めること。その際、学校種別ごとに採用区分の弾力化、学 校種間や他の都道府県等との人事交流の促進などにも配慮するとともに、中長期的な採 用見込み者数の見通しなどの情報提供に努めること。

5. 不正防止等

不正防止のチェック体制や透明性の確保を図る観点から、採用試験の管理体制の整備、学力試験問題等の公表及び採用選考基準の公表に努めること。

また、筆記試験の試験問題については、広く教員として求められる資質能力を見極めることが可能な良問を継続的に作成するよう努めること。

6. 選考後の実証的分析

選考後においては、各選考段階について手順や手法等の点検とともに、判定結果と採用後の勤務実績等の関係などの実証的な分析などを行い、その結果をもとに更に改善に 努めること。

2 5 初 教 職 第 2 8 号 平成 2 6 年 1 月 2 2 日

各都道府県・指定都市教育委員会 教職員人事主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局教職員課長

髙 口 努

教員採用等の改善に係る取組について (通知)

このたび、平成26年度「教員採用等の改善に係る取組事例」を作成いたしましたので、 参考まで送付します。

教員採用等については、貴教育委員会において、「教員採用等の改善について」(平成23年12月27日付け23文科初第1334号、初等中等教育局長通知)等を踏まえ、教員としての適格性を有する人材や個性豊かで多様な人材を確保するための選考方法等の改善、採用選考における公平性・透明性の確保を図るための改善等に取り組まれていることと承知しております。

貴教育委員会におかれては、引き続き、別紙内容を十分に留意し、教員採用等の改善を 図られるようお願いします。

また、障害者雇用については、「障害者の採用拡大等について」(平成25年2月27日付け24初教職第22号、教職員課長通知)等を踏まえ、より一層の採用拡大に向けた取組を進められるようお願いします。

担当:初等中等教育局教職員課研修支援係

電話:03-5253-4111 (内線 2987)

1. 人物重視の採用選考の実施等

教員の採用選考に当たっては、単に知識の量の多い者や記憶力の良い者のみが合格しやすいものとならないよう配慮し、筆記試験だけではなく、面接試験や実技試験等の成績、社会経験、スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動や大学等における諸活動の実績等を多面的な方法・尺度を用いて総合的かつ適切に評価することにより、より一層人物を重視した採用選考を実施し、真に教員としての適格性を有する人材の確保に努めてください。

2. 特別免許状の積極的活用

教員の採用選考に当たっては、豊かな体験や優れた知識・能力を有する多様な人材を確保するため、民間企業等での勤務経験や留学経験のある者、スポーツ・文化や青年海外協力隊等国際協力の分野において特に秀でた技能・実績を有する者等に対する採用選考の実施に努めてください。

なお、その際、受験年齢制限の緩和を図るとともに、特別免許状制度の積極 的活用について検討してください。

3. 高度な英語力と指導法を身につけた教員の採用

初等中等教育段階からのグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、小学校における英語教育の拡充強化、中・高等学校における英語教育の高度化など、小・中・高等学校を通じた英語教育全体の抜本的充実が必要とされています。このような中、文部科学省においては、「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/12/1342458.htm)を発表し、新たな英語教育が本格展開できるように、本計画に基づき、平成26年度から体制整備等を逐次推進することとしています。

新たな英語教育の実現のためには、各学校における指導体制の強化が必要であり、そのためには採用選考を改善促進し、高度な英語力と指導法を身につけた教員を採用していくことが重要となります。また、英語を母国語とする外国人教員や留学などの海外経験を積み高度な英語力を持つ日本人英語教員の採用選考の促進、英語教員の採用選考に当たり外部検定試験の一定以上のスコア(英検準1級、TOEFL iBT 80点程度等以上など)の所持を条件とすること等が求められています。これらのことを踏まえ、採用選考の実施に努めてください。

4. 障害者の採用拡大等

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令(平成24年政令第165号)については、平成25年4月1日より施行され、都道府県等の教育委員会にあっては障害者雇用率が2.0%から2.2%に引き上げられました。

また、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第46号)については、平成25年6月19日に公布、平成28年4月1日より施行(一部は平成30年4月1日より施行)され、障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務等が規定されています。

ついては、障害者の採用拡大に向けて、より一層の取組の推進をお願いします。また、教員の採用選考において、障害のある者が単に障害があることのみをもって不条理な取扱いがされることのないよう、試験の解答時間を延長、回答方法を工夫するなど、選考方法上の工夫等適切な配慮を行うとともに、それらの配慮を実施することや内容について、広く教職を目指す者が了知できるよう、広報周知に努めてください。

5. 基本的人権を尊重した採用選考の実施

教員の採用選考に当たっては、筆記試験、適性検査、面接、小論文等において、受験者の基本的人権を尊重した公正な採用選考が実施されるよう努めてください。

6. 採用における教員免許状の所有状況や有効性の確認

昨年7月来、失効した教員免許状を免許管理者に返納せず使用し教員に採用される事件が続けて発生しました。教員採用時には、教員免許状の原本等を確認するとともに、「返納が必要であるにもかかわらず返納されていない教員免許状一覧」(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1342205.htm)を活用することなどにより、教員免許状が失効又は取上げ処分されたにもかかわらず、それを秘匿して採用されることの防止に努めてください。

また、免許状更新講習の受講・修了及び都道府県教育委員会への手続きを行っておらず、有効な免許状を所持していない者を教員として採用しないよう、教員採用時には、「更新講習修了確認証明書」等の提示を求めるなど、免許状更新講習の受講時期や免許状の有効性の確認を徹底していただくようお願いします。